

横浜市補装具登録事業者各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の
一部改正における適用日の考え方について

日頃より、横浜市福祉行政にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年9月2日厚生労働省告示第100号において「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下、「補装具基準」といいます。）の一部が、令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い改正されました。この改正の概要及び適用日の考え方について、次のとおりお知らせいたします。つきましては、横浜市福祉保健センターより見積書の差し替え等についてお願いのご連絡を差し上げる場合がございますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1 改正の概要

補装具基準の第3項及び第4項で定める額の基準について、次のとおり改正されます。

	現行	改正後
補装具価格に乗ずる額	100分の104.8	100分の106
	100分の108	100分の110

2 改正の適用日

補装具費の支給決定日が令和元年10月1日以降から適用されます。

- ※ 補装具費の支給決定日とは、各福祉保健センターで補装具の支給決定を行った日付で「補装具費支給決定通知」及び「補装具費支給券」の右上に印字される年月日です。この日付が令和元年9月30日までは旧基準を採用し、令和元年10月1日以降は改正後の新基準を採用します。消費税法上の適用日とは考え方が異なりますのでご注意ください。

第17号様式（第17条第1項）

年 月 日	
横浜市	区長
補装具費支給券	
次のとおり決定します。	
氏名	

こちらに記載されている日付が本市の支給決定日です。

3 その他

(1) この適用日の考え方については、厚生労働省の通知に基づいたものです。原則的には他自治体も同様の運用と思われませんが、横浜市以外の自治体における適用については、各自治体へお問い合わせください。

(2) 改正の詳細及び適用日の考え方については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

【URL】 厚生労働省>障害者福祉>福祉用具 「4. 告示」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/yogu/index.html

次頁の「補装具費支給に係るQ&A」については、上記URLの「6. 補装具関連Q&A」にてご確認下さい。

この通知は、平成30年4月から令和元年8月までに横浜市で補装具費支給決定を行った事業所様に向けてお送りしております。支店が複数ある事業所様は大変お手数ですが、貴社内で周知を行っていただくようご協力お願い申し上げます。

また、本通知は横浜市ホームページにも掲載しております。

【横浜市ホームページURL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/>

本市ホームページのトップページ右上にございます「Google カスタム検索」項目において、「補装具 事業者」とキーワードを入力し検索してください。

この通知について、何かご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。なお、前記改正内容に伴う具体的な市民の方のご相談及びお問い合わせについては、各区福祉保健センターへお願い申し上げます。

横浜市健康福祉局障害福祉課生活支援係
補装具費支給事業担当 石川、田辺、柴崎
TEL 045-671-3931

【参考】平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡「補装具費支給に係る Q & A」

Q 1 消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4 月 1 日から適用されるが、3 月 31 日までに支給決定され、4 月 1 日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。

A 平成 22 年 10 月 29 日の補装具支給にかかる Q&A にあるとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

【参考】平成 22 年 10 月 29 日厚生労働省事務連絡「補装具費支給に係る Q & A」

Q 1 補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいか。

A 完成用部品の名称や価格等については、告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）において、「別に定める」とされており、障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。）により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の 4 月 1 日への遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基づき、判断していただくこととなる。